

奈良教育大学の公用車使用にかかるアルコール検査運用マニュアル

企画・財務課

道路交通法施行規則（令和 4 年 4 月 1 日付施行）の改正に伴い、令和 5 年 1 月 1 日から安全運転管理者等による運転前後の酒気帯び確認を目視確認に加え、アルコール検知器を用いて行います。つきましては、公用車使用に際し、目視等及び検知器による酒気帯び確認を以下の運用ルールに則り実施します。

（確認者）

1. 目視等及びアルコール検知器による酒気帯び確認は、安全運転管理者が行うもののほか、次の（1）から（3）の者を安全運転管理者の業務を補助する者（以下「補助確認者」という。）に任命し、確認を行う。
 - （1）公用車を管理する部門（企画・財務課、附属中学校、自然環境教育センター）の事務を担当する者
 - （2）奈良教育大学の守衛業務を請け負う者
 - （3）【安全運転管理者、又は上記（1）（2）の補助確認者による確認を受けることが出来ない時】事前に安全運転管理者（契約係）に申し出、臨時の補助確認者として任命される者

（確認手順）

2. 業務時間中の確認（企画・財務課、附属中学校、自然環境教育センター）
 - ① 運転者は、公用車の鍵の受取時及び返却時に安全運転管理者又は 1.（1）の補助確認者（企画・財務課、附属中学校、自然環境教育センター職員）の立会いの下、各管理部門の窓口に設置したアルコール検知器を用いて自ら計測（※）し、アルコール検査記録簿（1 年保存）に所属、氏名、検査日時、アルコール検知器の濃度を記録してください。
 - ② 安全運転管理者又は補助確認者は、目視等により運転者の健康状態、酒気帯び確認を行い、アルコール検査記録簿に酒気帯びの有無、指示事項及びその他必要な事項を記入し、署名してください。
※ アルコール検知器の濃度が 0.00mg/l を超える数値であった場合、公用車を使用出来ません。口をゆすぐ、時間（15 分ほど）を空ける等の対応をし、再計測してください。
3. 業務時間外の確認（正門守衛室）
 - ① 運転者は、公用車の鍵の受取時及び返却時に 1.（2）の補助確認者（守衛）の立会いの下、アルコール検知器を用いて自ら計測（※）し、アルコール検査記録簿（1 年保存）に所属、氏名、検査日時、アルコール検知器の濃度を記録してください。

② 補助確認者は、目視等により運転者の健康状態、酒気帯び確認を行い、アルコール検査記録簿に酒気帯びの有無、指示事項及びその他必要な事項を記入し、署名してください。

※ アルコール検知器の濃度が0.00mg/lを超える数値であった場合、公用車を使用出来ません。口をゆすぐ、時間（15分ほど）を空ける等の対応をし、再計測してください。

4. その他

(1) 宿泊を伴う公用車を用いた出張等で、アルコール検知器による計測を行うことが出来ない場合（例：2泊3日の出張の1日目の運転後、2日目の運転前後、3日目の運転前）の確認は、貸出用アルコール検知器により、上記1.(3)の臨時補助確認者が確認を行ってください。臨時補助確認者の検査を受けることが出来ず、運転しなければならない場合には、アルコール検知器の濃度を写真等で保存し、安全運転管理者（契約係）宛に提出してください。

なお、【貸出用アルコール検知器が必要な場合は、事前に契約係に申し出てください。】

本件問合せ先

安全運転管理者 契約係主任 今西 一史

MAIL:kaikei-keiyaku@nara-edu.ac.jp

電話：内線 5027、9115